

令和6年 第6回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和6年6月28日(金) 13時55分～15時25分
場 所	阪南市役所全員協議会室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 中 野 泰 宏          教育長職務代理者 八 田 三 紀          委 員 辻 雅 之          委 員 水 島 浩 子          委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局職員〉</p> <p>生涯学習部長 森 貞 孝 一          生涯学習部理事 中 山 孝 一          生涯学習部副理事 丹 野 恒          副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建          教育総務課長 堀 野 純 司          学校教育課長 石 原 慎          こども政策課長 岩 本 公 一          中央公民館長 岡 田 一          学校教育課長代理 山 本 朋 美          学校教育課長代理 鈴 木 恒 一</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	1名

## 会議の要旨

(教育長)

令和6年第6回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に柴崎委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和6年第3回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和6年第3回臨時教育委員会会議録について」であるが、本臨時教育委員会議は、議会へ上程する日程の関係から、5月24日の第5回定例教育委員会では間に合わなかったため、急遽開催したものである。本会議でご協議いただいた「財産の取得について」と「阪南市学校給食センター改修事業設計施工にかかる工事請負契約の一部改正について」の2件は、6月21日に開催された6月定例議会において議決されたことを報告する。

本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆承認事項第2号「令和6年第5回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第2号「令和6年第5回定例教育委員会会議録について」も承認事項第1号同様、委員会の承認が必要であるが、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」教育

総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

小学校と中学校のPTA協議会代表の交代に伴い、阪南市立学校のあり方検討委員会条例第3条第2項の規定に基づき、資料記載の2名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年7月1日から諮問についての協議及び答申が終了するまでである。

(教育長)

阪南市立学校のあり方検討委員会は、令和4年3月の第1回委員会から先月まで計9回開催してきており、現在は答申策定に向け、最終段階に入りつつある。今回公共的団体の役員改選に伴って新たに委員となられたPTA代表の方には、これまでの経緯をしっかりとご理解いただき、残りの委員会でご意見を伺えるようにしてほしい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第2号「令和6年度学校協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第2号「令和6年度学校協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(山本学校教育課長代理)

任期満了に伴う措置として、阪南市立小中学校「学校協議会」設置要綱第4条の規定に基づき、新たに資料記載の47名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(水島委員)

委員候補者は延べ47名だが、複数校の委員候補となっている方もいる。これは、学校協議会委員のなり手が少ないからなのか、それとも複数の学校の委員になりたいと積極的に思う方がいるからなのか。また、学校によって候補者が3名から5名とばらつきがあるのはなぜか。

(学校教育課長)

各校長が、要綱で規定された委員定数5名以内で意見交換したい、助言を求めたいという方を推薦し、教育委員会が選任するものである。複数の学校が同じ方

を推薦すれば、複数校で委員を務めていただくことになる。

(教育長)

学校協議会委員の中には、長く協議会にお力添えをいただいている方も多し、様々な立場の方がいるので、いただいた貴重なご意見等は、他校、特に同じ中学校区内の学校には情報提供し、共有してほしいということを、学校教育課から各校の管理職に伝えられたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第3号「令和6年度阪南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会選定委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第3号「令和6年度阪南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会選定委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(鈴木学校教育課長代理)

選定委員9名のうち、第4回定例教育委員会では未定となっていた保護者代表2名について、阪南市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例第3条に基づき、資料記載の2名の方に委嘱したいので教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

なお、本日資料として配付している名簿について、選定事務終了までは氏名は非公開としているので、取扱いについてはご留意いただきたい。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第4号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第4号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

本年7月1日付けで公民館参加者協議会推薦委員が交代するのに伴い、阪南市立文化センター条例第6条の規定に基づき、資料記載の方に阪南市立文化センター協議会委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年7月1日から、前委員の残任期間である令和7年6月30日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第5号「阪南市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第5号「阪南市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

任期満了に伴い、阪南市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、資料記載の8名の方に阪南市スポーツ推進審議会委員を委嘱したいので教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(辻委員)

今回の阪南市スポーツ推進審議会委員と、第4回定例教育委員会で委員委嘱について議決した阪南市スポーツ推進委員のそれぞれの役割について、改めて説明してほしい。

(生涯学習推進室長)

阪南市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条に基づいて制定した阪南市スポーツ推進審議会条例により設置するもので、委員は、教育委員会が①公共的団体の代表者、②学識経験のある者、③関係行政機関の職員、④公募による市民に委嘱、又は任命し、身分は非常勤の特別職である。審議会では、教育委員会の附属機関として、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

阪南市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第2条に基づいて制定した阪南市スポーツ推進委員に関する規則を根拠規定とし、教育委員会が市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から委嘱するもので、身分はこちらも非常勤の特別職である。その職務は、①スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと、

②市民に対し、スポーツの実技の指導を行うこと、③市民のスポーツ活動促進のための組織の育成指導を図ること、④学校、公民館等の教育機関、行政機関及びスポーツ団体、その他の団体の行うスポーツ行事又は事業に関しその求めに応じて協力すること、⑤その他スポーツに関する指導及び助言を行うこと、と規定されている。

前者が教育委員会の附属機関として諮問に応じ、スポーツ推進計画その他の重要事項について調査審議をするのに対し、後者は実働部隊としてスポーツの指導等を行うという役割がある。

(柴崎委員)

委員候補者の中に市役所の職員はいないが、公立小学校長がいる。前任者も校長だったのか。

(生涯学習推進室長)

本審議会では、関係行政機関の職員として、これまでも阪南市校長会から推薦された方に委員になっていただいていた。

(柴崎委員)

どの委員が会長となって審議を進めることになるのか。

(生涯学習推進室長)

会長は、各委員に委嘱後、互選により決定するのでどの委員が就任されるかわからないが、前期までは学識経験のある者として委嘱した方が長く務めてこられた。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、意見等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第6号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」(中央公民館)

(教育長)

議決事項第6号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」中央公民館の説明を求める。

(中央公民館長)

任期満了に伴い、阪南市立公民館条例第5条の2の規定に基づき、資料記載の12名の方に公民館運営審議会委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までである。なお、未定となっている委員については、候補としていた方から直前に辞退のお申し出があったため欠員となっているが、今後改めて定例教育委員会に委員委嘱を提案する予定である。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

委員会を構成する「社会教育の関係者」の中に、公民館参加者協議会所属というのがあるが、これはどういった団体か。

(中央公民館長)

3地区公民館それぞれにあり、阪南市立尾崎公民館クラブ協議会、阪南市立東鳥取公民館参加者協議会、阪南市立西鳥取公民館クラブ協議会と名称は異なるが、いずれも公民館にクラブとして登録して活動されている方が加盟し、運営している自主団体である。

(柴崎委員)

公民館の職員ではなく、公民館を利用している市民の方ということか。理解した。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第6号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年5月1日から5月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、こども防災協会主催「こども防災&国際交流キャンプ」である。令和6年6月から令和7年8月にかけて、大阪府内の小学生を対象に、淡路青少年交流の家ほか6カ所での外国人留学生との国際交流と自然と防災にかかる体験やレッスンを含めたキャンプや、オンラインでのワークショップが開催される。

2件目は、一般社団法人ママと子どもの子育てラボ主催「ダンボールで甲冑作り & マネー講座」である。小学生の子どもが日本の歴史や文化に興味を持つことを目的としてダンボールで甲冑を作っている間、保護者がミニマネー講座を受けるといったイベントが、令和6年7月27日、あいびあ泉南で開催される。

3件目は、特定非営利活動法人COCOいこっと主催「泉州‘trigger’フェス」である。令和6年9月28日と令和7年3月8日、阪南市立文化センター・小ホールにおいて、引きこもりの現状を理解してもらうことと引きこも

り当事者の活動のきっかけを提供することを目的として、当事者や家族、その他支援者等を対象とした音楽イベントが開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。  
(教育長)

1件目、今月から令和7年8月までの1年2カ月をかけて取り組む事業なのか。  
(教育総務課長)

事業計画書によると、この期間中、およそ2カ月に1回実施するようである。  
(教育長)

他に、質問等はないか。  
(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第2号「令和5年度2回阪南市立文化センター協議会の会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第2号「令和5年度第2回阪南市立文化センター協議会の会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和6年3月26日に開催した、令和5年度第2回阪南市立文化センター協議会について報告する。案件は、(1)令和5年度文化センター事業について、(2)文化センター及び図書館の一体的な管理運営状況について、(3)令和6年度の施設運営について、(4)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

「ロビーde読書」は、大ホールの貸館の状況に左右されるという課題はあるものの、空間づくりという点で今後も期待する事業である。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して1年が経過し、各施設の利用状況もデータとして示されている。数字上ずいぶん戻ってきたように思うが、本市の人口が減少していくことを踏まえると、先行きは不透明であると感じる。また、文化センターと図書館との一体的な管理運営が期待されているところであるが、さらに広範囲に、公民館運営審議会やスポーツ推進審議会等と連携し、各施設の専門分野の垣根を越えて、連動した企画を実施するなど、相互利用を進められないだろうか。

(生涯学習推進室長)

5類移行後は令和4年度と比較すれば利用状況はおおむね改善したものの、コ

コロナ禍前には到底及ばない。これは文化センターに限ったことではなく、体育館等も含めた社会教育施設の利用はコロナ禍前の6～7割程度にとどまる。さらに、近年猛暑が続いているにもかかわらずサラダホールの空調施設の機能低下により、お褒めいただいた「ロビーd e 読書」も、季節を選んで実施せざるをえない状況である。

また、各専門分野を越えて各審議会が連携し、ともに社会教育施設の利用推進を図るとするのは生涯学習推進室としてもめざすところであるが、同施設内にある文化センターと図書館の各協議会においても、全く性質の異なる事業を行う施設であり、各委員の関心の方向性が異なっていることから、当面の間、両協議会を存続させることとしている状況である。ただ、社会教育委員会議も含めた各協議会等における会議のあり方を見直すことは、本市の今後の社会教育における課題の一つとして認識している。

(教育長)

文化センターと図書館の一体的な管理運営については、引き続きよろしく願います。

また、サラダホールは今年開館35周年で、文化センターと図書館の指定管理者はチラシにその文言を入れるなど種々盛りあげてくれている。会議録でも、開館当時の予約表を見て、新たなホールへの夢と期待が込められていると感じ、当時のホール関係者の思いを受け継ぐ大切なイベントとして周年事業に取り組みたいという指定管理者の発言があった。素晴らしいイベントを実施してもらおうべく、生涯学習推進室も全面的に協力されたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

### ◆報告事項第3号「阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部改正について」 (生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和5年度第4回阪南市子ども読書活動推進会議で出された「子育てしている当事者の意見を推進会議に反映したい」との意見を契機として、PTA活動に参加している保護者に委員を依頼するための措置として、委員構成に区分「子育て世代」、所属団体「阪南市PTA協議会」を追加する要綱の一部改正を行ったので報告する。施行日は、阪南市子ども読書活動推進会議に委員を選出することが了承された、令和6年度阪南市PTA協議会役員会開催日であった令和6年6月3日である。

なお、詳細は資料のとおりである。

(教育長)

市政に関連する各団体の宛て職として阪南市PTA協議会代表の参加が求められる機会が多くなってきており、その大半で小学校代表と中学校代表として各会長が出席簿に名を連ねているように感じる。阪南市PTA協議会の代表としての各種団体への参加については、会長等一部の方にとって過剰な負担とならないよう、阪南市PTA協議会の事務局である生涯学習推進室で配慮されたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第4号「令和6年度第1回阪南市子ども・子育て会議について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第4号「令和6年度第1回阪南市子ども・子育て会議について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

令和6年6月10日に開催した、令和6年度第1回阪南市子ども・子育て会議について報告する。議題は、(1)第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定について、(2)第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果の概要について、(3)教育・保育提供区域の設定について、(4)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

資料2の15ページ、アンケートの選択肢に「どちらともいえない」を入れたのはなぜか。中立的な選択肢を避けることにより、分析結果から傾向をつかみやすくなると思うのだが、何か意図してのものか。

(こども政策課長)

アンケートは府の様式をベースとしたもので、府内各団体同様のものを用いている。また、前回のものと比較することも踏まえると、体裁は大きく変えられない。

(柴崎委員)

承知した。今後はアンケート結果を活用し、阪南市が子育てをするのに適したまちであると思ってもらえるような施策を展開して欲しい。

(こども政策課長)

今回のアンケートは、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に活用するのが

主目的だったが、いただいたご意見は事務局として留意していきたい。

(水島委員)

資料2の9ページ、病気等で教育・保育事業が利用できなかった際、「母親が仕事を休んだ」と「父親が仕事を休んだ」割合を単純に合計すると9割を超えている。うちは核家族で、近くに親戚もいないので不安に思っていたが、幸いなことに私の勤務先のクリニックの職員が協力的であったため、乗り越えることができた。だが周りの保護者の中には、子どもの病気のために仕事を休むということに対して非常に神経質になっている方もいる。母親と父親では、母親の方が比較的自宅に近いところで働いているケースが多い。そんな、地元に貢献している方たちが精神的に余裕がなくなってピリピリしている状況を何とかしたいと切実に思う。一気に病児保育の実施を、というのは難しいだろうが、こういったことは子育てのしやすさを判断するうえで大きなウェイトを占めるということを認識していただきたい。

(教育長)

病児保育については別の部局が担当しているが、教育委員会でも何とかしたいという思いがあることを伝えられたい。

(柴崎委員)

資料2の10ページ、ファミリー・サポート・センターと、11ページの子育て総合支援センターの具体的な事業内容をおしえてほしい。

(こども政策課長)

ファミリー・サポート・センターは、子どもを預けたい人と、預かってよい人をマッチングして、子どもを預ける・預かる相互扶助の事業である。本市では、NPO法人に委託して、子育て総合支援センターを拠点に実施していただいている。子育て総合支援センターでは、そのファミサポ事業のほか、親子で自由に交流できる場を提供したり、親子教室や子育て講座等の事業を開催している。

(柴崎委員)

では、子どもが病気になった時も利用できるということか。

(こども政策課長)

NPO法人にご尽力いただいております、病気の回復期には利用していただける。

(水島委員)

私もファミリー・サポート・センター事業は何度か利用したことがあるが、仕事があるので代わりに歯医者に連れて行ってほしい、といったことにも対応してもらえるので、核家族にとっては大変ありがたい事業である。マッチングするので基本的には同じ方をお願いするのだが、その方の都合がつかない時などは、他の方が対応してくださる。

(柴崎委員)

市のウェブサイト等で周知しているのか。

(水島委員)

それももちろんだが、保育所等で申込み受付をしてくれることもある。

(こども政策課長)

受託しているNPO法人が、下荘保育所内で毎週「にこにこルーム」という未就学児のいる家庭が自由に遊び、交流できる部屋を開設しているので、そこからファミリー・サポート・センターを始めとする子育て支援事業のことを知るケースもあるようだ。

(水島委員)

資料2の4ページ、子育てに関する相談先が、小さいことであれば配偶者や親戚、友人知人が多く、深刻なことになると就学前教育・保育施設の先生や医師、保健センターになるのだと推察する。後者の割合はまだまだ少ないように感じるが、携わっている方たちがどれだけ熱心にされているか知っているのも、市民の方にはもっと気軽に相談していただきたいと思う。公的な機関への相談が就学支援につながっていくこともあるだろう。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。各課の報告を求める。

<教育総務課>

7月22日 令和6年度第1回教育委員会評価委員会

<学校教育課>

7月8日 令和6年度第1回海洋教育推進協議会

7月19日 小中学校1学期終業式

<生涯学習推進室>

7月21日 サラダフェスタ2024(夏の夕涼み会)

7月26日 古文書講座初級編～阪南市の古文書紹介～

<公民館>

6月30日 [中央公民館] はんなん海の学校・公開講座

「海と人との関係・大阪湾の環境」

※いずれも6月28日現在の予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

昨今の夏の暑さは命にかかわるレベルであり、今年も猛暑となることが予測される。小中学校や就学前教育・保育施設においてはくれぐれも無理な活動をする事のないよう、校長会や教頭会、園長会等を通じて指導されたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(教育長職務代理者)

この場で情報共有しておきたい。

10代の使う主たる薬物のうち、市販薬の割合が、2014年はゼロだったのが2023年は65.2%となっているようだ。2018年頃までは大麻の使用が急激に増えたため、その対策となる授業を行ってきたのだが、実際は大麻の使用は減り、取って代わったのが市販薬である。しかも、学校行事を普通にこなす女子に多いという特徴があることが統計からわかっている。なぜ市販薬を使うのかというと、楽しくなりたいからではなく、悲しい・つらい気分を少しでも和らげたい、死にたいと思う気持ちをなくしたいからで、リストカットなどと同じ自傷行為の一つである。きっかけはSNSで、今までは裏アカウントでリストカットしていることを発信していた子が、オーバードーズしたことを上げると共感する人が多く、これで一人で死ななくてすむと思った、という声が多いようだ。市販薬であるため、医師の処方箋や薬剤師による対面販売も不要で、自分で気軽にレジへ持っていけるし、インターネットでも買うことができる。また、服用していても違法薬物ではないので、警察や保護司も関わるできない。現時点で関わろうとする団体がないため、学校薬剤師の団体が立ちあがろうとしているところであり、今後は予防教育として授業に取り入れていきたいと考えている。

また、私は少年院視察委員会委員を務めている。泉南学寮という近畿で唯一短期処遇のある男子少年院では、少年たちが送致された理由を非行別に見ると、従来からの傷害や窃盗に加え、最近では性犯罪が増えており、具体的には盗撮とのことである。彼らは撮ることも撮られることも全く悪気がないようで、いわゆるインスタ映えするものは「本垢」といわれるメインとして使うアカウントに載せ、盗撮したものは本垢とは別の50人ぐらいのフォロワーがいる「サブ垢」に載せ

る。さらには、絶対に自分だとばれないような「裏垢」を持ち、到底ひとには見せられないような盗撮や悪口を載せて数人と共有する。そこでは毎日のようにもめごとが起こり、画面がスクリーンショットされて世の中に出ていき、さきほどのオーバードーズにつながるのとことである。

そのため、中学生ではもう遅いので、もっと小さい頃からSNSについて教育していく必要があると考える。気になって何人かの中高生にスマホで撮ったものを見せてもらったら、本当に悪気なく勝手に撮影したものがたくさん入っていたので、モラル教育の重要性を痛感した。

(教育長)

その他、何かないか。

(辻委員)

昨日、オンラインで開催された文部科学省主催の令和6年度市町村教育委員会研究協議会に参加し、分科会では「更なる働き方改革、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進について」というテーマでグループ討議した。所定の様式で「他の教育委員会と協議したい事項」を記載していたのが本市だけだったので、自然とそれらが主題となった。そのうちの一つ、「保護者や一般市民に対して、『教員の働き方改革』をどのようにアピールしているか」では、意外にも行っていない自治体が多く、逆にどのようにしているのかと尋ねられた。また、処遇改善については、教員に残業代を支払わない代わりに支給している上乗せ分を、現在の月給の4%から10%に引き上げるべきだという素案が文部科学省の中央教育審議会の特別部会から出されたとのことだが、パーセントうんぬんではなく、休みたいときに休むことができるようになるのが肝要、という意見が出てきた。オンラインのため、討議を視聴している文部科学省の職員の存在を意識して発言されている方もいた。また、泉南地区では休日や夜間にかかってくる学校への電話は音声ガイダンスによる対応としているが、どちらが良いという議論はさておき、逆に全教員に携帯電話を持たせている自治体もあった。総じて、各方面でデジタル化が進み、教員の負担軽減が図られているので、それにより生じた時間は人と人との関係構築に活用してほしい、というのが各教育委員の意見であった。さらに、成績表・通知票は3学期制でも前期と後期の2回しか出さないという自治体もあった。

また、昨年度一部の県が導入して話題となった、平日に子どもが学校を休んで校外で自主的な学習をするというラーケーションだが、6月1日から大阪府立佐野工科高等学校が始めたという記事を見た。府内ではまだ実施している学校は少ないと思うが、今後増えていくのだろうか。休んだ間の学習は自習により補う必要があるという課題もある。

(学校教育課長)

佐野工科版ラーケーションは年1回、最大10日間取得できるというもので、事前に届け出れば欠席扱いにはならず、短期海外留学や旅行、ボランティアや資格取得などが例に挙げられている。大阪府内の小中学校で実施する予定は今

のところないが、愛知県では小中学校でも年3日まで取得できる制度がある。その効果や課題、大阪府での実施に向けた動きなど、情報収集に努めたい。

(辻委員)

先ほどのグループ討議でラーケーションの話題も出て、これは「働き方改革」だけでなく「休み方改革」という面からも考えていかなければならないと感じた。

(水島委員)

私は「不登校対策について」というテーマでのグループ討議だったが、不登校の態様も様々で、どの自治体も対応に苦慮しているとのことだった。どの自治体も人口が5万人前後で、教育支援センターやスクールカウンセラーの配置を実施しており、極端に状況が違ふといったことはなかったが、教育支援センター一つとっても離れた場所にあたり校内にあたり、登校時間を避けて開設したりと、いろいろな考えに基づき運営しているようだ。特に印象に残ったのは和歌山県橋本市で、教育相談センターという名称で委託により運営しており、定員を設けてイベントを開催したり、子どもたちの将来のために高校などにセンターの先輩の様子を見に行く機会を設けたりしているとのことだった。子どもは視野が狭くなりがちで、学校に行くことが難しい原因があればそればかり考えてしまうが、良い点もそうでない点も含めて自分の将来の姿を見ることで世界が開けることもある、ずっとやりたいと思っていたことが実現したのだと、橋本市の教育委員はおっしゃっていた。小中学校で不登校だった子どもの2割程度は将来引きこもりとなるといったデータもある。市教育委員会は基本的に中学校までの子どもしか関わらないが、その先はどうなるのかと悶々としていたところだったので、社会に出ていく手助けができる良い取組だと思った。

センターに来ている子どもは外に出て社会に接しようと思っている点は何より大事で、子どもたちが過ごす場をしっかりと提供したいと考える。ただ、不登校の大半の子どもたちがセンターには来ておらず、家でどう過ごしているのか、フリースクールに行っているのか、何か打ち込めるものがあるのか、と気になっているのだが、残念ながらそこまでグループ討議する時間はなかった。

また、子どもが不登校になったら親自身もどうしていいかわからなくなるが、自治体が親同士で話し合う機会を設け、自分を責めてはいけないというアドバイスで親の心理的な負担を軽減したり、親子関係が良くなったりした例もあるそう。不登校は、子どもへの対応だけでなく、親の受け皿も必要ということである。阪南市教育支援センターに見学に行つて指導員の方に話を伺ったところ、そういった機能もあるそうで安心しているが、そのことをもっと多くの人に知っていただきたいと思う。

(教育長)

各委員のご意見、ご報告を学校現場に伝えられたい。

次回の令和6年第7回定例教育委員会は、令和6年7月19日金曜日午後2時00分から、阪南市防災コミュニティセンター多目的室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和6年第6回定例教育委員会を閉会する。

以上